平成２４年（フ）第５８１号
北九州市八幡西区大浦１丁目10番６号
債務者　大山　正信
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５８７号
北九州市門司区清滝３丁目４番27号
債務者　猫田亞都子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６０３号
北九州市若松区深町２丁目10番10号
債務者　田中　義則
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６０７号
北九州市小倉南区若園３丁目17番３―305号
債務者　濱　健三郎
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５２号
青森市大字筒井字桜川77番地
債務者　端　　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
青森市第二問屋町２丁目８番30号　佐々木ハイツ203号
債務者　田中　　進
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７２５号
神戸市兵庫区下沢通２丁目３番10号401、従前の住所神戸市兵庫区水木通５丁目３番19号カサパロマ水木603号
債務者　松岡　知美（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２４号
神戸市長田区梅ケ香町２丁目５番10号　司ハイツ102号
債務者　林　　弘子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２５号
神戸市東灘区御影中町１丁目７番５号　ドミトリー御影301号
債務者　竹山鐘文こと　朴　　鐘文
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７４１号
名古屋市千種区朝岡町３丁目12番地　ラフィナート朝岡301号
債務者　上地　邦子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１２号
北九州市小倉北区神岳１丁目５番５―105号
債務者　伊藤　良美
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６２９号
北九州市小倉南区沼緑町２丁目３番12号　A205号
債務者　河野　誠司（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１１号
鹿児島県肝属郡南大隅町根占横別府4261番地１、前住所鹿児島県肝属郡錦江町田代川原680番地１
債務者　冨山　祐枝
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
青森県むつ市海老川町４番９号
債務者　田代　秀悦
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
青森県八戸市大字尻内町字八百刈14番地　小笠原アパート５号室、前住所青森県八戸市大字尻内町字平中38番地４
債務者　木村　正春
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
青森県八戸市大字新井田字寺沢下５番地１　セジュールＭＥタケイシＢ101号、前住所青森県八戸市大字大久保字大山３番地187
債務者　洞内　徹弘
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
青森県八戸市大字白銀町字栗沢道42番地９　マリンコーポＡ号室、前住所青森県八戸市白銀３丁目２番地11　コーポサンエイ５号
債務者　平山　初喜（旧姓鳥本）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係